

# 私立大学生の学費負担の大幅軽減と 私大助成の増額をもとめる国会請願

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

2020年 月 日

## ◆ 請願趣旨 ◆

現在、日本の私立大学（短期大学を含む）には、大学生全体の約75%、約225万人が学んでいます。しかし2018年度の私立大学の初年度納付金（入学金・授業料・施設設備費）の平均額は過去最高の133万6033円となっており、私立大学の学生・父母等は、非常に重い教育費負担を強いられています。私立大学入学から卒業までにかかる学費と生活費の合計は、自宅外生で1人当たり1000万円を超えます<sup>(注)</sup>。多くの私立大学生は、学費や生活費を捻出するため日々のアルバイトに追われ、学業に専念できない状況に置かれています。

2020年度から新たな修学支援制度（給付奨学金・授業料等減免）が始まりましたが、その対象者は、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯（目安年収は約380万円以下）の学生に限定されています。また授業料・入学金の減免額は最大でも96万円で、低所得層であっても多額の自己負担を強いられます。

さらに、この新制度の創設を理由にして、私立大学に対する授業料減免補助が廃止されました。その結果、これまで授業料減免を受けていた中間所得層の私立大学生が減免の対象外となります。このままでは、多くの私立大学生が学業を断念せざるを得ない状況に追い詰められかねません。

日本の奨学金はほとんどが貸与＝ローンであり、所得に応じて返済する制度があるものの、多額の奨学金が返済できず「奨学金破産」に陥る深刻な事態を引き起こしています。

誰もが教育を受ける権利を有しており、家庭の経済的な事情に左右されることなく、教育を受ける機会は均等に保障されなければなりません。2012年に政府は国際人権規約の「高等教育の漸進的無償化」条項の受け入れを決定しました。これにより政府は高等教育の無償化をすすめていく義務を負っています。

私立大学が日本社会で大きな役割を果たしていることから、1975年に私学振興助成法が制定されました。その際、参議院は附帯決議で経常的経費の2分の1補助を速やかに実現することを求めました。しかし、補助率は29.5%（1980年度）まで達したものの、現在では9.9%（2015年度）にまで低下しています。このことが、私立大学生の学費負担が非常に重い最大の要因です。

以上のことから、次の各事項の施策の実現を請願します。<sup>(注)</sup> 日本学生支援機構、文科省、平成28年度調査

取り扱い  
団体

**日本私大教連**

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-5-23 第1桂城ビル  
TEL 03-5285-7243 FAX 03-3208-0430  
<http://www.jfpu.org/>

